所得税の確定申告は3月15日(木)まで

確定申告は正しくお早めに！

商売や事業を営んでいる人、給与以外に収入のあるサラリーマンなどにとって、所得税の確定申告は、昨年1年間の総決算です。本年の所得税の確定申告は、2月16日(金)から3月15日(木)までとなっています。

間近になってあわてないですむよう、今から必要書類、帳簿を整理しておきましょう。

※ふるさと寄附金のワンストップ特例申請をした人が、医療費控除などで申告しなければならなくなった場合は、寄附金の申告を忘れないようご注意ください。

■所得税の確定申告が必要な人

●一般の人(商業、工業、医業、農業、漁業など)

・事業所得(営業、農業など)　・不動産所得などがある人
・一時所得など他の所得がある人

平成29年中の各種所得金額の合計額が、基礎控除その他の所得控除の合計額を超える人は、確定申告する必要があります。

●給与所得者の場合

給与所得者の場合には、勤務先で年末調整により所得税の精算をするのが通常ですから、大部分の人は確定申告をする必要はありません。しかし、次のような人は確定申告をしなければなりません。

イ. 年末調整をしていない人
ロ. 年間の給与収入が2,000万円を超える人
ハ. 給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
ニ. 給与を2カ所以上からもらっている人(主たる給与所得以外の給与収入が20万円を超える場合)

ご注意ください！

○生命保険契約・損害保険契約が満期となった人は、ご注意ください！

生命保険契約などに基づいて支払を受ける一時金、または、損害保険契約などに基づく満期返戻金は、その受取金から保険料掛金を差し引いた金額が一時所得の対象となります。

また、生命保険契約などに基づく年金については、雑所得の対象になります。

■次のような場合は確定申告をすれば納めた税金が還付されることがあります。

確定申告をしなくてもよい場合でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎの場合は、還付申告することができます。

次にあてはまる人は、税金が納めすぎとなっている場合が多いので、よく調べて払い戻しを受けるようにしてください。

①源泉徴収された利子・配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他所得もあまり多くない人
②雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金など特別控除を受けることのできる人

○雑損控除　災害・盗難などにより生活資産の損失額が一定金額を超える場合(保険金などの補填金は、損失額から控除されます。)
○医療費控除　1年間に支払った医療費が一定金額を超える場合(生命保険・高額療養費の補填金は、医療費から控除されます。)
○寄附金控除　国・地方公共団体・日本赤十字社などに寄附された人(2,000円以上から適用)
○住宅借入金等特別控除
融資を受けて居住用家屋などを新築・増改築・購入した場合、一定要件を満たせば住宅借入金などの特別控除を受けることができます。
※なお、バリアフリー改修工事または省エネ改築工事を含む増改築の場合は、融資がなくても控除を受けられる場合があります。

③給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
④予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった人

■所得税の確定申告に必要なもの

①税務署から申告書が届いた人は、その「申告書」
②印鑑
③給与・年金などがある人は、「源泉徴収票」
④その他、収入金額などを確認できる書類
⑤生命保険料控除・地震保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」と届出印
⑥社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金掛金など)のある人は、その領収書または納付(税)証明書
⑦その他、控除に必要な書類
⑧還付の場合、本人名義の預金通帳(口座番号)
⑨申告納税の場合、税務署に口座引落の登録のない人は、引落口座の通帳と届出印
⑩マイナンバーを確認できる書類及び本人確認書類の写し

■住民税(国民健康保険税)の申告が必要な人

●確定申告は要しないが一定以上の所得のある人

※年末調整済の給与所得者で他の所得がない方は、申告は不要です。
※年末調整済の給与所得者で他の所得がある方は、その金額が20万円以下でも申告が必要です。
※公的年金などの収入が400万円以下で公的年金などの雑所得以外の所得がある方は、その金額が20万円以下でも申告が必要です。

ご注意ください！

○国民健康保険の加入者は、収入がなくても、申告が必要です。

※この申告をしないと保険税の軽減判定や高額療養費の支給判定などで不利となる場合があります。

●問い合わせ先　税務課 税務係　TEL 72-3111(内線134)

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程をお知らせします

●申告受付は、確定申告・住民税申告などの区分けはありません。
●時間帯によっては、混雑が予想されますので時間に余裕をもって来場してください。
●2月22日(木)、28日(水)及び3月12日(月)の午後の受付は、会場移動日となりますので、なるべくお早めに来場してください。

受付日	8:30～12:00	13:00～16:30	会場
2月16日(金)	西友枝(1区、2区)	西友枝(3区、4区)	たいへいの里(大平支所・研修室)
19日(月)	東上(1区、2区)	東上(3区、4区)	
20日(火)	東下西	東下東	
21日(水)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(木)	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	
23日(金)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	唐原コミュニティセンター(講堂)
26日(月)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
27日(火)	下唐原東区	下唐原西1区	
28日(水)	下唐原西2区	唐原地区で申告未済の方	
3月1日(木)	矢方	緒方	げんきの杜(研修室)
2日(金)	成恒下	成恒上	
5日(月)	安雲西	安雲東	
6日(火)	尻高下ノ上、下ノ下	尻高上・中	
7日(水)	大ノ瀬	八ツ並	
8日(木)	中村	吉岡	
9日(金)	松本	宇野西区	
12日(月)	宇野東区	げんきの杜会場対象地区の方で申告未済の方	
13日(火)	宇野垂水	垂水上区	上毛町役場(2階 大会議室)
14日(水)	垂水中区	垂水下区	
15日(木)	申告未済の方(全地区対象)	申告未済の方(全地区対象)	

●問い合わせ先　税務課 税務係　TEL 72-3111(内線134)

申告書の作成は国税庁ホームページで！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って入力することで、納税する税額や還付される税額が確認できるほか、印刷して必要書類と併せて郵送(提出)することで申告を終えることができます。操作方法などに関するお問い合わせは、お電話で平日、9時から17時まで下記までお願いします。

●問い合わせ先　e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
TEL 0570-01-5901(全国一律市内通話料金)

申告会場のご案内

■日　時　2月16日(金)～3月15日(木) 9:00～16:00
※平日のみ
■場　所　行橋税務署別館会議室
※申告会場は大変混雑し長時間お待ちいただくことがあります。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

税務署に申告書などを提出する際は、①+②が必要です。

①申告書などへのマイナンバーの記載

申告者ご本人のほか、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

②本人確認書類の提示または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》
例1　マイナンバーカード
例2　通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証　など

申告に関する質問や必要書類の確認はお電話でお問い合わせください
●問い合わせ先　行橋税務署 個人課税第一部門　TEL 0930-23-0580